

太陽光発電設備等導入工事仕様書

1. 業務概要

串間市内の公共施設等において串間ナチュラルホースパワー株式会社（以下、当社という）は太陽光発電設備及びその附帯設備（以下、「設備」という。）を導入し、当該設備で発電した電力を施設へ供給するとともに、当該設備の運転を行うもの。

2. 業務実施期間

合意書締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

※工事完了および報告提出期日は令和 8 年 2 月 28 日まで

3. 業務内容

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」関連資料を参照の上、事業を遂行するものとする。

また、事業者は同交付金の目的及び趣旨を理解したうえで事業を遂行するものとする。

なお、串間市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）における令和 6 年度事業の繰越し事業ならびに令和 7 年度の予定している事業（以下「令和 7 年度事業」という。）である。

（１） 太陽光発電設備導入の際の留意点について

ア 気象条件及び特性を理解し、串間市の建物等に合った設備を設置すること。

イ オンサイト PPA を原則とし、当社から提示を行った容量の設備を設置すること。

ウ 既設設備等の保守点検や建物等の維持管理、施設の運営に支障が生じない計画とすること。

エ 候補施設において太陽光パネルが設置可能な場所は、屋上等とするが、その他の機器については当社と協議の上、決定するものとする。

- オ 設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他の外力に対して建物等の耐久性を考慮すること。
- カ 環境へ配慮すること（騒音・振動対策・安全対策等）
- キ 企画提案書に基づき、設置計画書（設備仕様、設置方法、平面図及び立体図、工程及びスケジュール等）をその都度提出し、当社の確認を受けること。
- ク 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を提出すること。
- ケ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を含む設置計画書を当社に提出し、確認を受けること。
- コ 設置計画書をもとに、設計・施工した設備を設置すること。施工にあたり、設備の工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行うこと。また、設備設置に伴い防水層等の既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- サ 工事に当たっては、当社ならびに施設管理者及び運転管理者等と十分な協議を行うこと。ただし、特別な事案が生じた場合は、別途協議により決定する。
- シ 工事完成時には、当社の確認を受けること。さらに、完成図書書類を1部作成し、当社に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータを提出すること。当社が必要とする書類を提出すること。

（２） 対象とする箇所について

対象とする箇所は串間市内の公共施設とする。

- ア 事業を推進するにあたり、施設管理者への十分な説明を行い、太陽光設備等の設置工事については、公共施設の施設所管課等と必要に応じて協議・確認を行い、当該施設の業務等に支障がないようにすること。

（説明に関する資料を提示すること。）

- イ 対象の箇所 3箇所（別表のとおり）

なお、令和7年度事業では別表No.1～3の3施設への導入を必須とする。

ウ 設置可能性調査を行い、当社と調整の上決定すること。

エ 避難所となっている施設等については、当社が提出する充放電システム、EV充電設備を採用すること。停電時に使用可能な設備容量は当社と串間市と調整し決定する。

(3) 施設提供に関する基本的条件

ア 施設の現状等に留意し、設備設置を検討すること。

イ 発電設備等設置時において防水状態を施設側と確認した後、施工方法が分かる書面を当社に提出し確認を受けて、建物の防水機能に影響がないように施工すること。また、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において必要な措置を講じること。

ウ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。

エ 事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

(4) 施設提供に関するその他の条件

ア 当該施設において不具合発生時には原因究明に努め、また定期メンテナンスで発覚した初期工事に伴う不具合に対しては、速やかな処置対応に望むこと。

イ 事業者は本事業により、当該施設及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、当社へ写しを提出すること。また、当該施設及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。損害が発生した事項で、当該施設が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

ウ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を当社の許可なく第三者に漏らしてはならない。

エ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、当社と事業者で協議して決定するものとする。

別表 太陽光発電設備等一覧

№	施設名	住所	分類
1	市営あさひが丘住宅 A・C・D 棟	串間市大字西方 6897-1	太陽光発電設備
2	上下水道庁舎	串間市大字西方 9363 番地 1	太陽光発電設備 V 2 H
3	中央公民館	串間市大字西方 6524 番地 88	太陽光発電設備 V 2 X
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			